

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は「For the Customers」を経営理念に掲げ、株主、従業員、顧客、取引先はもとより地域社会など様々なステークホルダーから信頼される誠実な企業であることを目指すとともに、地域社会の一員として社会的責任と公共的使命を自覚し、法令の遵守と社会的規範を守り行動すること、持続的な成長をもたらす重要な要素の一つであると認識しております。

また、経営戦略の意思決定の迅速化及び経営の健全性・透明性・公正化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、中長期的な企業価値すなわち株主価値の向上に取り組んでまいります。

投資家保護や資本市場の信頼性確保のため、法令に基づき適時適切に開示するほか、証券アナリスト、機関投資家向けに開催する四半期毎の決算説明会や個人投資家向けの会社説明会の実施、インターネット上の当社ホームページにおいて法令に基づく開示以外の情報提供も行ってまいります。あわせて、財務部IRグループを設置し、株主、証券アナリスト、機関投資家等からの問い合わせや個別ミーティング等の開催などを通して積極的な対応に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベイシア興業	23,040,000	28.23
土屋裕雅	12,000,000	14.70
株式会社カインズ	7,894,400	9.67
吉田佳世	5,930,400	7.27
大嶽 恵	5,930,400	7.27
株式会社カインズ興産	2,976,000	3.65
土屋嘉雄	2,948,800	3.61
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700083	1,600,000	1.96
株式会社群馬銀行	1,312,000	1.61
ワークマン取引先持株会	978,400	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無 土屋裕雅

親会社の有無 なし

### 補足説明 更新

大株主の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

みずほ信託銀行株式会社 1,600,000株

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、重要な取引等につきましては取締役会において審議・決議を行うことで、少数株主の利害を害することのないように適切に対応しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各部門の連携状況は、監査役は決算期ごとに会計監査人とミーティングを実施し、会計監査の報告を受けるとともに意見交換を行うことで情報の共有化を図り、有機的な連携を確立しております。

内部監査部は、内部監査規程及び年間監査計画に基づいて、業務監査では定期的に各部署、店舗の業務活動が諸法規、諸規程、業務マニュアル等に準拠して実施されているかを監査し、内部統制監査では内部統制の整備と運用状況について評価を行い、内部統制の有効性や適正性の検証を行い、それぞれ代表取締役社長及び監査役へ報告しております。会計監査人とは、必要に応じて内部統制に関する評価項目の見直しや意見交換を行っております。

会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約を締結して、会社法及び金融商品取引法の監査を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新井 俊夫	他の会社の出身者													
堀口 均	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 ）」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新井 俊夫		<p>新井俊夫氏は、公益財団法人ベシア21世紀財団の監事を務めております。</p> <p>公益財団法人ベシア21世紀財団は、当社創業者土屋嘉雄氏により、未来を担う子供達の教育環境や文化的な活動環境の整備向上を支援し、地域社会の発展に寄与することを目的として、設立されました。</p> <p>当社は社会貢献活動の一環として、活動支援のため僅少の寄付を行っております。</p>	<p>長年にわたる他社での豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する監視や適切な助言及び客観的な視点からの監査により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただくと判断しております。</p> <p>また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。</p>
堀口 均		<p>堀口 均氏と2016年6月まで法律顧問契約を締結しておりました。</p> <p>顧問料につきましては、年間支払い総額百万円未満と僅少でした。</p>	<p>弁護士としての専門的知識及び幅広い視野と豊かな経験を有しており、経営及び業務執行についての適法性及び妥当性及び中立かつ客観的な視点からの監査・監督により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただくと判断しております。</p> <p>なお、過去において、堀口 均氏と法律顧問契約を締結しておりました。顧問料につきましては僅少で、当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないと判断していることから独立役員として指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬は、業績への貢献度などを総合的に勘案したのになっておりますので、特別なインセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

## 該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において、支給人数及び報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、コーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、役員報酬制度を定めております。

### 1. 報酬水準の考え方

当社役員が担うべき機能や役割、業績等に応じた報酬水準としております。また、経営層の報酬として競争力を有する報酬水準とすることで、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図っております。

### 2. 報酬構成の考え方

当社の役員報酬は固定報酬と業績連動報酬の二つにより構成されており、業績との連動をもたせることにより、企業価値向上を意識づける報酬構成としております。監査役については、独立性を確保し、適切な役割を担う必要があることから、固定報酬のみを支給し、業績により変動する報酬は支給していません。

### 3. 報酬限度額

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年6月29日開催の第25回定時株主総会であり、決議内容は、300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含めない。)としております。

当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1996年6月27日開催の第15回定時株主総会であり、決議内容は、40,000千円以内としております。

### 4. 業績連動報酬の算出方法

「ポイント単価」と「ポイント数」を乗じて算出しております。「ポイント単価」は従業員に支給される期末賞与の単価と同額であり、概ね前年のポイント単価に経常利益前年比を乗じた金額を目安に算出しております。「ポイント数」は会社業績(最高25点)と個人業績(最高25点)から評価を行い、役職に応じて決定されます。

#### (1) 評価点算出方法

##### a. 会社業績

チェーン全店売上高予算比 前年比、経常利益予算比 前年比、経常利益率実績 の5項目の実績を基準として、その合計点を算出します。(最高25点)

##### b. 個人業績

全13項目のうち5項目は自己申告により社長が評価、8項目は本人を除く他の役員が評価を行い、合計点を算出します。(最高25点)

#### (2) 役職・評価別ポイント

「(1) 評価点算出方法」に基づき以下のポイントが付与されます。

社長・・・最高650ポイント～最低400ポイント

役付取締役・・・550ポイント～300ポイント

取締役・・・450ポイント～200ポイント

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外監査役のサポートにつきましては、職務執行をサポートするスタッフは選任しておりませんが、必要に応じて総務部が対応しております。

また、社外監査役は、取締役会、四半期営業会議等の重要会議に出席し、重要な議案事項については、担当取締役から事前に資料や説明を受けております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### 1. 業務執行

#### 取締役会

取締役会は、3名で構成し、経営の意思決定を機動的かつ円滑に行うとともに、取締役間の職務執行を牽制して、適切な経営管理が行われる体制としております。

### 2. 監査・監督

#### (1) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成し、必要に応じて開催しております。監査役は、取締役会他重要な会議に出席して、取締役の職務執行を監視し、必要に応じ取締役に報告を求めています。

監査役会における主な検討事項として、監査報告の作成、監査計画の策定、取締役の職務遂行の監査、内部統制システムの妥当性、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかの検討、会計監査人の選任、解任、不再任の決定等であります。また、常勤監査役の活動として、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部との連携による情報共有、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っております。

#### (2) 会計監査

##### a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### b. 継続監査期間

28年間

1991年度以前の調査が著しく困難なため、継続監査期間は上記年数を超えている可能性があります。

#### c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 井出 正弘

指定有限責任社員 業務執行社員 細野 和寿

#### d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には、公認会計士4名及びその他7名を主たる構成員としております。

#### e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人に必要とされる監査品質管理、専門性、独立性及び監査報酬等を総合的に勘案して選定しております。また、会計監査人の解任また不再任の決定方針については、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

#### f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人から日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取することや職業倫理及び独立性など監査法人の品質管理、監査チームが行っている当社の経営環境や業界を取り巻く経済環境を踏まえたリスク分析とその分析に基づく監査計画の策定等のヒアリング、監査報酬等、コミュニケーションなどを総合的に勘案したものであります。

#### 3. 内部監査

当社における内部監査は、財務報告の信頼性の確保と業務の有効性・妥当性を検証するために内部監査部(4名)を設置し監査を実施しております。内部監査部が実施した監査結果は、定期的に代表取締役社長及び被監査部署に報告され、改善に努めております。また、監査役及び会計監査人と定期的にミーティングを実施し、情報、意見交換を行うことで相互に取り合い、監査業務の適正性・効率性を図っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は3名で構成されており、社外取締役は選任しておりません。当社は単一事業経営と単体のみのシンプルな経営体制で、業界でも最先端のロジスティクスや情報システムなどの経営インフラを整備して、変化の速い市場に即応した商品を提供する業務を営んでおります。当社は事業の現場に精通した社内出身である取締役を中心に、迅速かつ当事業の特性をふまえた意思決定を取締役会で行うことを重視しており、その中で取締役が職務執行を相互に牽制し、適切な経営管理が行われる現在の体制がもっとも有効であると判断しております。

また、監査役、内部監査部がそれぞれの業務分担により監査を実施し、会計監査人を含め定期的に情報交換をすることで、ガバナンスが確保されていることを確認しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社は株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社が運営するサイトにて、電磁的方法による議決権行使を可能にしています。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページにおいて記載	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	4回開催(9月13日、10月4日、11月29日、12月13日) 会社概要と今期の見通し等について説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	3回開催(8月8日、11月7日、2月7日)動画配信(5月7日) 決算概要と今期の見通し等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書及び四半期報告書、会社説明会資料、月次情報、株主総会の招集通知、適時開示資料等を掲載しております。 <a href="https://www.workman.co.jp/ir_info/">https://www.workman.co.jp/ir_info/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部IRグループを設置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、開示すべき必要な情報を、適時的確に、公平にディスクローズするとともに、積極的なIR活動により、すべてのステークホルダーとのコミュニケーションを推進しております。 また、全役員、全従業員に対し、「ベシアグループ行動憲章」、「個人情報保護法ガイドライン」、「インサイダー取引規制(日本取引所自主規制法人発行)」を配布し、行動と意識の統一を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資家保護や資本市場の信頼性確保のため、法令に基づき適時適切に開示するほか、証券アナリスト、機関投資家向けに開催する四半期毎の決算説明会や個人投資家向けの会社説明会の実施、インターネット上の当社ホームページにおいて法令に基づく開示以外の情報提供も行っております。あわせて、財務部IRグループを設置し、株主、証券アナリスト、機関投資家等からの問い合わせや電話ヒアリング、個別ミーティング等の開催などを通して積極的な対応に努めております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業経営において法令遵守のもと、業務の有効性・効率性と財務報告の信頼性を高めることが重要な経営責任であると認識しております。そのために内部統制システムを整備し、実行していくことが重要であると考えております。

#### 内部統制システムの整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「行動憲章」を定め、定期的かつ継続的な研修を実施し、取締役及び使用人に周知徹底する。
  - 社内通報制度(コンプライアンスホットライン)を設け、法令等の遵守及び倫理に基づく行動に関して、社員が相互の監視意識を高める。
  - 内部監査部による定期的な業務監査を行う。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程に従いこれを適切に保存し管理する。文書管理規程に則り文書の保存及び管理は、所管部門で行うものとする。取締役及び監査役は、常時その文書を閲覧出来るものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。重要性の高いリスクについては、代表取締役社長を中心に対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確にし、目標達成に向けた具体策を立案・実行・確認する。
  - 意思決定プロセスの効率化を図るとともに、重要な事項については、随時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行うとともに機動的な運営を図る。
- 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制  
財務報告の適正性と信頼性を確保するため、必要な体制を内部監査部に設置する。内部監査部は、財務報告に係るプロセスの統制が有効に機能しているかを定期的に評価し、その評価結果を代表取締役に報告する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 監査役が必要と求めた場合は、その業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事に関しては、監査役の意見を尊重する。
  - 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の指揮命令に従い、取締役からの指揮命令は受けしないものとする。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - 取締役又は使用人は、法令違反及び会社に重大な損失を及ぼす事項が発生した場合、またその可能性がある事実を把握した際には、直ちに監査役会又は監査役に報告する。
  - 監査役会又は監査役は、職務遂行上必要と判断した際には、取締役及び使用人に報告を求める。
- 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - 取締役は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の業務環境の整備に努める。
  - 監査役は、社内の重要会議に出席し、取締役との意見交換を定期的に行い、また内部監査部との連携を図り、効果的な監査業務を遂行する。
  - 監査役は、監査法人による監査結果の報告を受け、意見を交換する。
- その他  
フランチャイズシステムに基づくフランチャイジー全体としての内部統制の構築を目指し、内部監査部による定期的な業務監査を実施する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社は、法令・ルール及び社会的規範等の遵守を目的とした「行動憲章」を制定しており、その中で市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、組織として毅然とした態度で対応することを基本方針としております。
- 反社会的勢力排除に向けた整備状況
  - 反社会的勢力に関する対応部署を総務部とし、平素より、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、群馬県企業防衛対策協議会に加入するとともに、警察、顧問弁護士等外部の専門機関と連携し、情報の収集及び共有化を図る。
  - 反社会的勢力による不当要求等の発生時は、上記機関に相談し組織的に対応する。



## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

##### 1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

当社ではすべてのステークホルダーに対して適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するための社内体制の充実に努めております。

また、「ペイシアグループ行動憲章」や「インサイダー取引防止規程」を制定し、すべての役員及び従業員はこれらのもと企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において、関連法令を遵守し、社会倫理に適した行動に努めております。

##### 2. 適時開示に係る社内体制

当社は重要な会社情報を3つに分類し、適時開示しております。

- (1) 業務執行機関(取締役会等)の決定にかかる情報
- (2) 災害等の重要事実の発生にかかる情報
- (3) 決算及び決算変更等にかかる情報

##### 3. 情報開示の方法

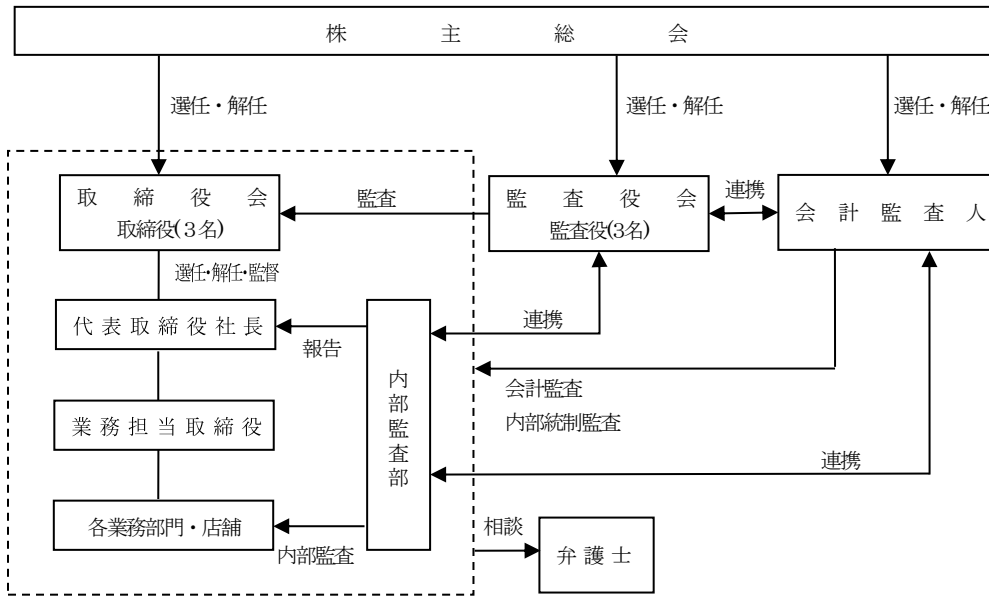
当社は会社法、金融商品取引法、その他関係諸規則ならびに当社が別に定める手続きに従い、広報関係部署(財務部あるいは経営企画部)が行っております。また、広報担当部署以外の役職員が公表する場合には定められた手続きに従い、広報担当の事前の許可を得て行うものとしております。

また、開示規則上開示が義務づけられていない情報(ニュースリリース等)についても、当社ホームページを利用し、できる限り積極的に開示しております。

##### 4. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

「内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

